

1丁目14・51)

■募集概要

募集分野や派遣先など詳しくはJICAボランティアウェブサイトをご覧ください。URL <http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>

■応募方法

所定の応募書類(健康診断書を含む)を5月9日(月)消印有効)で郵送してください。

■申し込み・問い合わせ

〒102-8012  
東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構(JICA) 青年海外協力隊事務局募集課

☎03(5226)9813

相談

司法書士による多重債務問題および相続登記等無料電話相談会

■実施日時

4月2日(土)  
午前10時～午後4時

■相談受付電話番号

☎0120(003)821

■内容

クレジット・キャッシング

等の多重債務問題や相続登記などの相続問題でお困りの方に、手続のご説明やお近くの司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてのご相談を受け付けます。

■お問い合わせ  
山口県青年司法書士協議会 相談会担当 木村まで  
☎0834(34)5670

■「表示登記の口」  
無料登記相談会  
山口県土地家屋調査士会では4月1日の表示登記の日に土地建物の登記に関する無料相談会を行いますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■お問い合わせ  
山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

■相談内容

・土地 分筆、合筆、地目変更  
・土地の境界など  
・建物 新築、増築など

山口県土地家屋調査士会  
※詳しくはお問い合わせください。

山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

お知らせ

あなたの資産を確認してください  
固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。

■縦覧期間  
4月1日(金)～5月31日(火)  
(ただし土曜日、日曜日、祝日は除く。)

■縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)  
・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)  
・家屋価格等縦覧帳簿(所在地番番号、種類、構造、床面積、価格)

■縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)  
・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)  
・家屋価格等縦覧帳簿(所在地番番号、種類、構造、床面積、価格)

■縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)  
・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)  
・家屋価格等縦覧帳簿(所在地番番号、種類、構造、床面積、価格)

■縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)  
・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)  
・家屋価格等縦覧帳簿(所在地番番号、種類、構造、床面積、価格)

※縦覧台帳は旧町単位で作成されていますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所または税務課で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要なもの  
①固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している人(ただし、土地(家屋)のみを所有している者は、家屋(土地)の縦覧ができません)  
・必要なもの  
本人確認ができるもの(運転免許書等)  
※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

②納税者本人から委任を受け  
た方  
・必要なもの 委任状(または納税通知書等)  
■縦覧料 無料  
■時間  
午前8時30分～午後5時15分

■場所  
各総合支所または税務課  
■問い合わせ  
税務課 課税第2班  
☎0820(74)1008

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

■対象  
・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の

保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人  
・就学奨励費  
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人  
※ただし、認定条件がありますのでお尋ねください。

■交付内容  
学用品費・修学旅行費・学校給食費など

■申請期限  
4月20日(水)  
(年度の途中でも申請の受付を行います)が、認定となった場合は提出した日から援助対象となります。)

■申請方法  
教育委員会学校教育課または、各公民館に所定の様式により申請してください。  
(継続を希望される人も、改めて申請が必要です。)

■申請に必要なもの  
印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成27年度課税証明書(ただし、平成27年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証書の写し(該当者は必ず添付)・振込先口座

■問い合わせ  
教育委員会 学校教育課  
☎0820(78)2204

■問い合わせ  
教育委員会 学校教育課  
☎0820(78)2204

■問い合わせ  
教育委員会 学校教育課  
☎0820(78)2204

■問い合わせ  
教育委員会 学校教育課  
☎0820(78)2204

■問い合わせ  
教育委員会 学校教育課  
☎0820(78)2204

■問い合わせ  
教育委員会 学校教育課  
☎0820(78)2204

■問い合わせ  
教育委員会 学校教育課  
☎0820(78)2204